平成２９年（フ）第７８４号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番19号　ポパイ３　216号
債務者　小田　　聰
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４６号
大阪市北区中津２丁目４番５―708号、前住所大阪市北区中津２丁目４番５―408号
債務者　小郷　龍哉
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９５号
大阪市旭区清水４丁目２番９号
債務者　松野　芳廣
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７０号
大阪市東淀川区東中島２丁目12番４―505号
債務者　林　　まち
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８０号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番２―303号
債務者　深井百合子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９７号
大阪府茨木市天王１丁目８番22―1107号
債務者　大樂　重信
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１４号
大阪市城東区中浜２丁目13番10号　馬場マンション202号
債務者　楓　　武憲
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１５号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ｂ―307号
債務者　山本　省二
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２２号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―915号
債務者　繁田　誠一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷324番地１　ビューティハイム金子103号
債務者　種村　英晃
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０９号
埼玉県川越市野田町１丁目６番地58
債務者　高橋　千晶（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３０号
埼玉県所沢市星の宮１丁目18番４号
債務者　生井ミツイ
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０１号
埼玉県川越市かわつる三芳野１番地（13―103）、前住所埼玉県川越市大字下赤坂690番地１
債務者　石塚　弘隆
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７５号
相模原市緑区橋本８丁目29番９号橋本ハウス102号
債務者　丸茂　英子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７６号
相模原市中央区清新５丁目17番14号　メゾン・ド・レーヌ302、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地２街区４号棟401号室
債務者　山口ひろみ
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７９号
相模原市中央区上溝７丁目12番33号ベルピア上溝２―0206
債務者　眞舩　久夫
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８４号
相模原市中央区青葉１丁目10番27号ぐりーんりーふ205
債務者　磯崎　利一
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部